

横須賀市報

第1883号

発行日 発行所 横須賀市小川町11番地
毎月 横須賀市役所
編集兼 横須賀市長
10日 発行人 上地克明
25日 印刷所 (有)宮村印刷所

目次

告示	
◇健康増進センターの利用料金の額の変更の承認について.....	15285
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について.....	〃
◇指定納付受託者の指定について.....	〃
◇指定管理者の指定期間の変更について.....	〃
◇指定管理者の指定期間の変更について.....	〃
公告	
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達.....	15286
◇住民票の職権消除について.....	〃
◇開発行為の工事完了について.....	〃
◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達.....	〃
◇債権差押調書の公示送達.....	〃
◇配当計算書の公示送達.....	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について.....	〃
◇建築基準法の規定による公告対象区域内における建築物の認定取消しについて.....	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について.....	15287
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について.....	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について.....	〃

告示

横須賀市告示第39号

健康増進センター条例（平成12年横須賀市条例第65号）第4条第4項の規定により、令和4年横須賀市告示第57号（健康増進センターの利用料金の額の変更の承認について）に係る健康増進センターの利用料金について、令和6年3月31日の横須賀市内在住の利用者（中学生以下の者は除く。）の利用料金に限り次のとおり変更することを承認しました。

令和6年3月11日

横須賀市長 上地 克明

- 利用料金を承認した施設
健康増進センター条例第2条に掲げる施設（健康増進部門に限る。）
- 利用料金の額
1回の利用に限り、無料

横須賀市告示第40号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。

令和6年3月11日

横須賀市長 上地 克明

辞退年月日	名称	所在地
令和6年1月31日	日本調剤 緑が丘薬局	横須賀市緑が丘1番地1

横須賀市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和6年3月11日

横須賀市長 上地 克明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和6年3月1日
- 指定納付受託者に納付させる歳入等
手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）別表第5第1項第2号イ及びウに規定する手数料（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和6年3月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第42号

自転車等駐車場の指定管理者の指定期間を次のとおり変更しました。

令和6年3月11日

横須賀市長 上地 克明

- 管理を行う施設
自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）別表第1に規定する施設
- 指定管理者
横須賀市小川町11番地
パーキングコミュニティよこすか
代表者 一般財団法人シティサポートよこすか
代表理事 竹内 英樹
- 指定期間
変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
変更後 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

横須賀市告示第43号

公園水泳プールの指定管理者の指定期間を次のとおり変更しました。

令和6年3月11日

横須賀市長 上地 克明

- 管理を行う施設
都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）別表第1に規定する根岸公園及び別表第1の2に掲げる都市公園の水泳プール
- 指定管理者
横須賀市小川町11番地
C S Y・新生ビルテクノ共同事業体
代表者 一般財団法人シティサポートよこすか
代表理事 竹内 英樹
- 指定期間

変更後	変更前
平成31年4月1日から令和7年3月31日（浦賀7丁目公園水泳プール及び久里浜公園水泳プールにあっては、令和6年3月31日）まで	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

横須賀市公告第36号 (令和6年2月27日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和5年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第37号 (令和6年2月27日) 掲 示 済

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規定により公告します。

令和6年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第38号 (令和6年2月27日) 掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年2月27日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工 事 完 了 検 査 済 証 交 付 年 月 日 及 び 交 付 番 号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和5年3月30日 令4開第18号	令和6年2月16日 令5第10号	横須賀市三春町2丁目28番144ほか11筆（A工区）	横須賀市公郷町一丁目44番地和広ビル1F 株式会社オープンフィールド 代表取締役 平野 桂 吾

横須賀市公告第39号 (令和6年3月1日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月1日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和5年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第2期分	令和5年9月28日
		第3期分	令和5年11月29日
		9月随時	令和5年10月26日
		12月随時	令和6年1月30日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第2期分	令和5年8月30日
		第3期分	令和6年1月30日

(別紙略)

横須賀市公告第40号 (令和6年3月1日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年3月1日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第41号 (令和6年3月1日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方

ら申出があるときは交付します。

令和6年3月1日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第42号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和6年3月11日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号	番 号
横浜 横須賀	31-90
横浜 横須賀	91-03
横浜 横須賀	32-50
横浜 横須賀	15-78
横浜 横須賀	32-39
横浜 横須賀	32-13
横浜 横須賀	42-79
横浜 横須賀	16-28
横浜 横須賀	32-24
横浜 横須賀	42-87
横浜 横須賀	43-38
横浜 横須賀	43-09
横浜 横須賀	32-60
横浜 横須賀	91-06
横浜 横須賀	91-17
横浜 横須賀	43-32
横浜 横須賀	16-21
横浜 横須賀	91-04
横浜 横須賀	43-47
横浜 横須賀	32-40
横浜 横須賀	43-28
横浜 横須賀	43-37
横浜 横須賀	16-37
横浜 横須賀	16-47
横浜 横須賀	31-77

横須賀市公告第43号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規

定により、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消したので、同条第4項の規定により公告します。

令和6年3月11日

横須賀市長 上地 克明

取消番号	取消年月日	対象区域	申請者の住所及び氏名
令5第3号	令和6年3月11日	横須賀市久里浜1丁目381番5の一部、381番24	横須賀市小川町11番地 横須賀市長 上地 克明

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第5号
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）

第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和6年3月11日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
648	株式会社ザイマックス分割準備会社	辛島 秀夫	東京都港区赤坂一丁目1番1号	令和6年2月26日	令和11年2月25日

横須賀市上下水道局告示第6号
指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和6年3月11日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	届出年月日
600	株式会社ザイマックス	吉本 健二	東京都港区赤坂一丁目1番1号	令和6年2月19日

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第3号（令和6年3月1日）
掲示済

令和6年第3回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和6年3月1日

横須賀市農業委員会
会長 岩澤 健和

- 日時 令和6年3月11日午後3時
- 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 会議に付議すべき事項
 - 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農用地利用集積計画について
 - 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について
 - 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について